

高台院（浅野寧）に関する素描五点

福田, 千鶴
九州大学基幹教育院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/5068147>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 65, pp.38-77, 2022-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

高台院（浅野寧）に関する素描五点

福田 千鶴

はじめに

高台院（浅野寧）とは、木下（のち羽柴・豊臣）秀吉が最初に迎えた妻であり、夫の秀吉が関白となったことで、その正妃の号である「北政所」として知られる女性である。高台院の事績に関する古典的研究としては、渡邊世祐『豊太閤の私生活』第八章「北政所」（創元社、一九三九年、以下、渡邊本と略称）があり、現在でも基本的文献として参照されている。本書は同時代史料に基づいて高台院に関する史実を確定した点で貴重な研究と評価できるが、史料的根拠を明示せずに書かれた記述も散見される。ところが、のちの研究では、本書のそうした出典不明の記述を十分に検証せぬまま敷衍し、通説として定着させており、そこに大きな問題があると指摘せざるをえない。

そこで本稿では、渡邊本がどのように継承されたのかという観点から、主に桑田忠親『豊臣秀吉研究』第五部第二章「正室北政所」（角川書店、一九七五年、以下桑田本と略称）、田端泰子『北政所 おね』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年、以下田端本と略称）の二書を祖上に載せて検討を加えつつ、史料的根拠に基づいて史実を確定させていく。前近代の女性に関する史料の伝存には厳しい状況があるが、生年、家族構成、浅野寧の婚姻状況、初出史料にあたる織田信長朱印状、大坂入城までの居所の五点につき素描を試み、高台院（浅野寧）の人物伝に取り組むため

の土台を築きたい。

なお、高台院の名前表記について、あらかじめ述べておく。名字に関しては、「杉原氏」とするものが多いが、第二節でも述べるように筆者は養家の「浅野氏」を用いるべきとする立場をとる。また、通称に関しては「ねい」説と「ねね」説があるが、筆者は文字表記では「ねい（祢伊・祢居・子為・寧など）」、音表記では「ね」「ねへ」「ね、」であったと考えることから、論文においては漢字一字の文字表記が簡潔であるという理由により、「寧」に代表させ⁽²⁾る。以下、高台院が出家する前の名前表記は「浅野寧」、高台院が出家したのちの名前表記は「高台院」として論を進めることにしたい。

一、浅野寧の生年

浅野寧の成年については、次の三説がある。

- A 天文十七年（一五四八）生まれ 享年七十五
- B 天文十八年（一五四九）生まれ 享年七十六
- C 天文十一年（一五四二）生まれ 享年八十三

まず、A説は渡邊本で採用され、次のように叙述された。

「天文十七年戊申に生れ永禄四年八月三日に太閤と結婚したのである。時に太閤二十六歳であった。」（一七四頁）
これに従えば、永禄四年（一五六一）に寧は数えの十四歳となるので、秀吉とは十二歳差、つまり一回りも年齢差のある年の離れた夫婦だったことになる。ただし、天文十七年説がいかなる史料に基づくものなのか、渡邊本はその出典を記していない。

A説は、その後、豊臣秀吉研究で著名な桑田忠親によって継承され、定説化した。

「おねは、天文十七年（二五四八）に生まれ、永禄四年（一五六二）の八月三日、十四歳のとき、当時、二十五歳で木下藤吉郎と称していた秀吉と結婚している。十一ちがいの夫婦である。」（五七九頁）

桑田本では、秀吉の生年を天文五年（一五三六）申年誕生説ではなく、天文六年酉年誕生説をとるため、永禄四年に秀吉は二十五歳となる。よって、寧とは年齢差が一年縮まることになるが、寧の生年自体はA説を支持した。なお、桑田本でも寧の生年を天文十七年とする根拠は何ら示されていない。

『姫路城史』（上巻、姫路城史刊行会、一九五二年、臨川書店より一九九四年に復刊）の著者である橋本政次もA説をとり、その出典を「足守家譜」および渡邊世祐『豊太閤と其家族』（日本学術普及会、一九一九年）とした（五〇一頁）。ところが、渡邊本の前進となる『豊太閤と其家族』にも、寧の生年に関する史料の出典は書かれていない。また、足守木下家所蔵本を写した「木下家譜」（東京大学史料編纂所蔵、以下「木下家譜（足守）」とする）には出生年の記述はなく、生年を記すような「足守家譜」の所在は不明である。

その後、足守木下家文書を調査した人見彰彦³は、「北政所は一五四八年（天文十七）、尾張国愛知郡朝日村で誕生したといわれている」と説明したが、引用文で示すのみで、出典を示していない（北政所（高台院）と木下家の人々）『ねねと木下家文書』山陽新聞社、一九八二年）。人見は本論文において足守木下家伝来の「系図」や数種の系譜を引用していることからすれば、やはり寧の生年を明記する「足守家譜」なる史料は、足守木下家文書のなかにも確認されなかったのだと推量される。

さらに小和田哲男は『北政所と淀殿』（吉川弘文館、二〇〇九年）において、後述する田端泰子のC説を批判し、A説は「史料の根拠は何なのか問題はあり」と指摘しながらも、A説を強く支持した。

また、寧の菩提寺である高台寺でも天文十七年の誕生としており（たとえば、サントリー美術館・徳川美術館・

林原美術館・鷲峰山高台寺・朝日新聞社編『秀吉とねねの寺 高台寺の名宝』の巻末年表、朝日出版社、一九九五年）、A説は広く承認されている。

以上のようにA説が定説化しているが、いずれの論者もその史料的根拠を明らかにしていないところに大きな問題がある。

これに対し、歴史辞典の決定版である『国史大辞典』（吉川弘文館、一九八五年）の「高台院」の項目を執筆した今井林太郎はB説をとり、「天文十八年（一五四九）生まれる」と説明した。それは、次のように享年を七十六とするからである。

「寛永元年（一六二四）九月六日七十六歳（『寛政重修諸家譜』三〇九では八十三歳とある）で没した」

字数の限られた辞典原稿のため、今井は七十六歳説の史料出典を示していないが、異説として示した『寛政重修諸家譜』三〇九とは、寧が養女として入った浅野氏の家譜なので、まずはこれを掲げてみたい。

女子 實は杉原助左衛門某が女。母は杉原七郎兵衛家利が女。長勝に養はれて豊臣太閤の室となり、諱は寧子。

北の政所と称し、従一位に叙せらる。太閤他界の、ち、高台院と号し京師に住す。（中略）其後こひたてまつりて姪木下宮内少輔利房が三男木下民部利次を養子とす。事は木下左門利嵩が譜にみえたり。寛永元年

病にかゝるの旨きこしめされ、渋谷通仙院をしてとせたまふ。九月六日逝す。年八十三。

寛永の木下系譜に七十六に作る今姪利嵩の譜にしたがふ

（後略）

右のように、寧の養父である浅野長勝を初代とし、豊臣五奉行の一人として活躍する浅野長政（長勝の婿養子）の家譜に記された寧の履歴において、享年を八十三とする説が採用された。その一方で、割注では寧の甥（寧の実兄木下家定の次男木下利房）にあたる木下氏が寛永に提出した「木下系譜」では享年七十六説をとることに触れている。よって、おそらく今井はこの「木下系譜」を根拠の一つとして、享年七十六説をとったのだろう。

寛永に提出した「木下系譜」とは、『寛永諸家系図伝』を指すのはいうまでもない。これは、寛永十八年（一六四一）から編纂を開始し、同二十年に完成して三代将軍徳川家光に献呈された系譜集である。寧の没年は寛永元年なので、それから約十九年後のことであり、ほぼ同時代史料といってもよい。以下、混乱のないよう、これを「寛永木下系図」とする。まず検討すべきはこの「寛永木下系図」ということになるが、なぜこれを採用せずとするのかを確認するために、C説を検討しておこう。

C説をとるのは、浅野寧の本格的評伝とされる田端本である。右の『寛政重修諸家譜』の浅野家譜を引用し、次のように述べた。

「寛永段階の木下家系図には七十六歳で没したと記されていたが、寛政段階に幕府に提出された系図では八十三歳で没したと記されていた、という事実である。おねの没年に近い寛永の系図の記載が事実なのか、『寛政重修諸家譜』編集段階に収集された系譜の記載が事実なのか、判定できない。」（五頁）

つまり、B説・C説のいずれが正しいのか、史料からは判定できないという立場をとる。ちなみに、『寛政重修諸家譜』とは、『寛永諸家系図伝』の続集として、近世後期の寛政十一年（一七九九）から文化九年（一八一二）にかけて幕府が編纂した諸氏の系譜集である。

さらに田端本ではA説は「根拠が示されていない」として検討から除外したうえで、生年を判断するための方法を次のように提案した。

「七十六歳で寛永元年に没したのなら、天文十八年（一五四九）生まれということになり、八十三歳で没したのなら天文十一年（一五四二）生まれということになる。七年も生年が違うというのは問題である。これほど著名な人物でも、女性の場合は生年がはっきりしない場合が多い。生年については藤吉郎との婚姻年齢を考える部分でどちらが妥当かを考えることにする。」（五頁）

要するに、寧の婚姻年齢の妥当性を基準に生年を割り出すという方法を提起した。そして、次のような三つの判断基準を示した（十一頁）。

1 「婚姻時に親の反対を押し切って自分の意志を通して婚姻したおねの姿に妥当性を求めれば、どちらかといえば一五四二年生まれの方がよいように思うが、木下家定がおねの兄であったとするならば、一五四九年生まれが正しいことになる。」

2 「十三歳は婚姻可能な年齢ではあるが限界に近い。こうした点でも一五四二年生まれの方が信憑性があるように思う。」

3 「おねを糟糠の妻だと秀吉が考えただろうことは納得できる。したがって、おねと秀吉の年齢はあまり離れすぎないほうがよいのではなからうか。こうした点からも、おねの生年は一五四二年（天文十二）で、婚姻は永禄八年より以前の、おねが二十歳を過ぎた頃であったと推測する。」

1 に関して、秀吉と寧の婚姻は、寧の実母「朝日」の反対があったとする逸話を前提としており、田端は「朝日」に関して「この人は一生涯この婚姻を認めようとはしなかったとされる（『平姓藤原氏御系図附言』）。おねの実母朝日の姿には戦国期の女性の意志の強さが表現されており、彼女が生涯自己主張を貫き通したさまが目につかぶ。」（八頁）と説明した。しかし、『平姓杉原氏御系図附言』⁴は、近世中期の宝暦元年（一七五一）に編纂された系譜であり、その記述が同時代史料で事実としても実証できるかどうかを握る。

ところが、たとえば『駒井日記』文禄三年（一五九四）正月二十九日条では、関白豊臣秀次が大坂城において、太閤秀吉、およびその家族と女中たちに進物を贈った。その名順は、「北政所（浅野寧）殿・御ひろい（豊臣秀頼）様・同御袋（浅井茶々）様・さこ・中なこん・ひかし・ちやあ・きやくしん・こちや・かうさうす・七まかりとのへ・あさ日とのへ・はりま御うちへ・二丸とのつほね」となっている。ここに含まれる「あさ日」が寧の実母、「七

まかり」が寧の養母である。こうした記述は他でも確認でき、朝日は豊臣家の女性親族の一員として行動し、豊臣家を支えていた。よって、「生涯この婚姻を認めようとはしなかった」というのは史実としては認めがたく、後世に作られたエピソードだと判断される。とすれば、「寧が親の反対を押し切って自分の意志を通して婚姻した」というのも、実証できる史実なのかどうか、慎重な検討を要するといえよう。よって、これを生年確定の判断基準とすることは問題があるといわざるをえない。

なお、『義演准后日記』に木下家定のことを寧の「舎兄」とあることを指摘しながらも、「そうであれば」と田端は疑問視している。これに関しては、木下家定を「舎弟」と書いた史料もあるので、確かに『義演准后日記』の記事は決定的証拠とはいえない。ただし、家定の没年は慶長十三年（一六〇八）八月二十六日であることが一次史料から確認でき、諸史料で享年を六十六とするのは共通なので、家定が天文十二年（一五四三）生まれであることは確定できる。問題は、家定が寧の兄なのか、弟なのかにかかっているが、兄であれば寧の生年C説は成立の余地が全くないことになる。

2に関しては、十三歳が婚姻可能な限界年齢だというのは、中世女性史の大家である田端の長年の研究蓄積からの見解なので尊重するべきだが、仮にそうだととしても、十三歳より若くして嫁いだ事例は実は少なくない。一例をあげれば、篠原まつ（芳春院）と前田利家の婚姻は永禄元年（一五五八）とされ、この時まつは数えの十二歳、利家は数えの二十二歳であった（岩沢愿彦『前田利家』吉川弘文館、一九六六年、『おまつと利家』集英社、二〇〇一年など）。永禄二年に誕生した長女幸をまつの子に位置づけるために婚姻年齢が遡及された可能性がなくもないが、結婚は家と家との結びつきでもあるから、本人たちが成人年齢に達しているかどうかは別の問題だろう。実際に、豊臣秀頼と徳川千の婚礼は、十一歳と七歳であった。よって、婚姻年齢を基準に生年を確定するという方法は、決定的な判断基準とはなりえない。⁽⁵⁾

3が実は田端にとつてもっとも重要な判断基準であり、「糟糠の妻」としての「おね」の姿を描くことが田端本のスタンスともなっている。「糟糠の妻」とは「若い時から苦勞を分かち合い、共に年老いた妻を指す言葉である」（一頁）という観点から、年齢は近かつたはずだという推論が生まれ、婚姻は秀吉が奉行として名を顕す永禄八年より早い「二十歳を過ぎた頃」という推論に推論を重ねた結論が導かれる。よつて寧が「糟糠の妻」であるという前提が崩れれば、これも判断基準としては有効ではない、ということになる。

いずれにせよ、C説を主張する田端の史料の根拠は近世後期に編纂された『寛政重修諸家譜』の浅野家譜のみであり、「糟糠の妻」という「おね」のイメージとして妥当性がある生年は天文十一年生れだという点にある。しかし、はじめに「糟糠の妻」ありきという論証の仕方については問題なしとはいえないので、以下では歴史学の手法に従い、史料に即して生年を検討していくことにする。

まず、第一に取り上げるべき史料は、成立年の早い『寛永諸家系図伝』であることは論をまたない。その「寛永木下系図」では、次のようにある。

女子

政所 従一位

秀吉の正妃となり、従一位に叙し、高台院と号す。大権現河内国にをひて一万六千石をたまふ。寛永元年九月六日に薨す。七十六歳。法名湖月。

なお、のちの『寛政重修諸家譜』の「木下家譜」では、「母は家利が女。浅野又右衛門長勝に養はれて、豊臣太閤の北の政所となり、のち高台院と称す」とのみあり、没年や享年の記載はなくなっている。

他方、『寛永諸家系図伝』の「寛永浅野系図」には、寧の記事そのものがない。よつて、浅野家では近世後期に『寛政重修諸家譜』を編纂する段階になって、突如、寧の享年を八十三とする説が出てきたことになる。また、寧の

生家の杉原氏の寛永系図（『寛永諸家系図伝』）では、「女子 従一位 政所 秀吉の室。高台院と号す」とのみあり、没年・享年の記載はない。

この他に、寧の享年を記す史料には、次のようなものがある。

- 1 『東武実録』（松平忠冬が二代將軍徳川秀忠の事績をまとめた編纂記録、一六八四年成立、国立公文書館蔵）
「同六日 太閤秀吉ノ政所逝去ス 七十六歳 高台院ト号ス」
- 2 「歴代日記」（享保十七年（一七三二）成立、寛永元年（一六二四）から明暦二年（一六五六）までの日記抜書、国立公文書館蔵）

「九月六日 太閤秀吉ノ政所逝去ス 七十六歳 高台院ト号ス」

- 3 『平姓杉原氏御系図附言』（宝暦元年（一七五一）、豊後日出藩木下家家老菅沼政常による編纂）。

「寛永元年甲子九月六日寿七拾六歳或云七拾三にて薨したまふ」

- 4 『杉原氏系図附言纂』⁶（『平姓杉原氏御系図附言』をもとに、近代になって編纂された）。

「寛永元甲子年九月六日 御寿七拾六歳ニシテ逝去シ給フ」

いずれも享年を七十六とする点で共通する。3にのみ七十三歳とする異説があり、これによれば天文十五年生まれとなり、さらに秀吉とは十五歳違い、婚姻年齢は数えの十歳ということになるが、3を引き継いだ4ではこの異説は削除されている。なお、七十五歳のA説や八十三歳のC説は一切確認できない。

右の他では、旗本木下家に伝来した高台院画像の賛がある。現在、秀吉清正記念館（名古屋市）に所蔵される。旗本木下家とは、高台院となった寧が兄家定の孫利次（利三）を養子に迎え、高台院の死後にその旧領内から三千石を得て旗本に取り立てられた家系を指す。利次は前南禅見僧録司竺隱叟崇五（南禅寺第二七八世）に依頼し、寛文六年（一六六六）五月六日に高台院画像の賛を作ってもらった。画像上部の賛には、次のようにある。

高台院（浅野寧）に関する素描五点

高台院殿肖像

高台院殿従一位湖月心公大禪定尼為

豊臣秀吉殿下之大夫人淑徳内全懿行外著宜哉

恩洽四海榮耀一世矣 殿下薨逝之後告

東照大神君謀建立一精藍為追福之道場

神君賜以寺基一区且割膏腴之地若干永充供仏

齋僧之備於是乎列国公卿大夫経之宮之殿堂門

廡鐘樓浴室凡禪林所宜有者不日而成山号鷲峰

寺扁高台 禪尼春種七十有六掩粧于洛第葬

於鷲峰之東麓実寛永元年（虫也）集甲子九月初六日也

貴族木下氏利豊系勝追慕命工画 慈容請予

題讚詞其一代之盛事何瑩於此耶謾賦伽陀一章

以応来命云

（中略）

寛文丙午仲夏初六日

前南禅見僧録司竺隠叟崇五

「寛文丙午仲夏初六日」とは寛文六年五月六日のことであり、利次が「前南禅見僧録司竺隠叟崇五」に画賛を依頼したことがわかる。賛部と画像部分に継ぎなどはなく、同じ画面上に賛が記されている（池田洋子「名古屋市秀吉清正記念館蔵《高台院（おね）画像》に関する考察ノート」『名古屋造形大学紀要』一八、二〇一二年）。ここで注

目すべきは、高台院の享年を「禪尼春穠七十有六」と明記した点にある。これは、高台院の没後、約四十年の作であり、高台院に幼少から実際に育てられ、その菩提を弔うことを強く期待された人物が、養母の供養のために作られた画賛の享年を誤記させることも考えにくい。正確な享年が不明であれば、「七十余年」などとあいまいな記述とするか、あえて書かないのが作法だろう。

以上、浅野寧の没後から約十九年後に作られ、ほぼ同時代史料とみなされる「寛永木下系図」(足守木下家および日出木下家の譜)に史料的な信頼性における点、没後から二番目に近い寛文六年(一六六六)に旗本木下家で作成させた高台院御影の画賛においても同じ享年七十六が確認できる点、享年を八十三とするのは近世後期の『寛政重修諸家譜』所収の「浅野家譜」のみである点から判断すれば、B説がもっとも妥当性があると結論されよう。ちなみに、渡邊本(二〇八頁)では、「寛永元年九月六日七十六歳にて薨せられ」とあり、享年は七十六、つまりB説である。渡邊本におけるA説とB説の混在は、おそらく渡邊が享年から生年を算定する際に満年齢で計算したことに起因するのではなからうか。よって、寧は天文十八年(一五四九)生まれ、享年は七十六、天文六年生まれの秀吉とは十二歳離れた夫婦であったと確定させたい。⁽⁷⁾婚姻が永禄四年(一五六一)であれば、婚礼時に寧は十三歳、永禄八年であれば十七歳となる。また、この年齢差を前提とすれば、寧を秀吉の「糟糠の妻」とする夫婦像は再検討が必要となり、寧にかかわる基礎的事項も全面的に見直す必要があることが再確認される。

二、浅野寧の家族

浅野寧の家族に関しては、渡邊本そのものに誤謬が多いので、ここでは逐一それらを指摘、修正することはせず、まずは史料から史実を確定していくことに努め、そのうえで論証が不可欠な点のみに限って検討を加えたい。

まず寧の実父は、杉原助左衛門尉入道道松という。京都高台寺の過去帳ではその没年を文祿二年（一五九三）二月六日とするが、その動向はまったくつかめない。寧の祖父は杉原七郎兵衛門尉家利といい、一男二女がいた。長男家次は杉原家嫡流の杉原彦七郎正重の養子となって嫡家を継いだので、長女の朝日に婿養子を迎えることにした。これが寧の父となる道松である。家利の次女が七曲であり、浅野又左衛門尉長勝に嫁いだ。これが寧の養母と養父になる。

道松と朝日の間には、長男家定（二位法印）、長女長慶院、次女高台院（寧）が生まれた。家定は秀吉から豊臣姓木下氏を与えられ、以後、この家系が木下家として幕末まで続くことになる。『寛永諸家系図伝』および『寛政重修諸家譜』では、いずれも道松の子を家定と寧の二人とするが、『平姓杉原氏御系図附言』では家定と寧の間に長慶院をおき、京都の三雪という医者に嫁いだとする。京都妙心寺長慶院の開基となり、御影も残っているので、実在する人物である。

そこで最初の問題は、家定が寧の兄と弟のいずれなのかだが、家定が天文十二年（一五四三）生まれで、慶長十三年（一六〇八）八月二十六日に没した際の享年が六十六であることは諸種の史料により確定的である。よって、寧を天文十八年生まれと確定させたことにより、家定は兄と確定する。寧と家定を同母とする史料もあるが（『平姓杉原氏御系図附言』『木下家譜（足守）』、『寛政重修諸家譜』の「木下家譜」では家定の母を「某氏」とし、寧の母は「家利が女」、つまり「朝日」とする。朝日の没年は慶長三年八月十一日であり、康徳院と諡された。その菩提寺となる康徳寺は、朝日の没年より早く建立されていたようだが、これが寧の菩提寺である高台寺に引き継がれることをみても、朝日の菩提は兄の家定ではなく、寧自身が申つたと考えられる。よって、やはり朝日は家定の実母ではなかったのだろう。つまり、家定と寧は異母きょうだいである。

次の問題は、寧には妹が一人いるとされる点である。渡邊本では道松に一男三女があったとし、三女について次

のように説明する。

「その三女おや、は江州小谷の住人安井五兵衛尉重継の嫡男をば婿に迎へて浅野家を相続した。是が即ち浅野彈正少弼長政である。その姉のお祢、は即ち太閤の夫人北政所である。」(一七四頁)

これを敷衍した田端本では、さらに具体的に次のように説明した。

「なぜ浅野夫婦の養女になったかについては、おねの実母朝日の妹が浅野長勝の妻「七曲」であり、おねの姉妹「やや」も浅野家の養女となり、婿養子長政を夫としていた、という関係にあったからである」(八頁)

「やや」が寧の姉なのか妹なのかをはっきりさせていないが、「おね」と「やや」の姉妹二人が浅野家の養女に迎えられたという説をとる。これは田端本だけでなく、広く一般に定説化している。

しかし、木下家で作られた系図で、浅野長政の妻となる長成院(「やや」)を記載するものは少なく、東京大学史料編纂所が書写した「木下家譜(足守家)」くらいである。⁽¹⁰⁾

一方、浅野家側を確認すると、まず『寛永諸家系図伝』の「寛永浅野系図」では、浅野長勝について次のように記す。

長勝 又右衛門 生国尾州。

織田信長の弓衆たり。長政が父安井弥兵衛と親族たり。安井もまた源氏なり。長勝男子なき故、二人のむすめを養ひて、一女は秀吉に嫁し、一女は長政に嫁す。長政弓矢に長ずるを以て、浅野氏をついで、弓衆となる。其後信長の命により秀吉に属す。

この記述では長勝には二人の養女がいたように読めるが、二人が実の姉妹であったと記されているわけではない。⁽¹¹⁾

また、婿養子の長政やその長男幸長、次男長晟の記述では、その妻や母に関する記事は全く書かれていない。ところが、『寛政重修諸家譜』の「浅野家譜」では、浅野長勝には先妻樋口美濃守某の娘と後妻杉原七郎兵衛家利

の娘がおり、浅野長政の妻は先妻の娘とし、長勝のもう一人の娘が杉原助左衛門某と杉原七郎兵衛家利の娘との間に生まれた女子であり、これが「豊臣太閤の室となり、諱は寧子」と説明する。

つまり、浅野長政の妻となる長成院（「やや」と木下秀吉の妻となる高台院（寧））は実の姉妹ではなく、義理の関係であつたとする。長成院の没年は元和二年（一六一六）二月二十二日であり、高野山悉地院に安置される位牌には享年を六十とする。とすれば、長成院の生年は弘治三年（一五五七）である。これは長勝の先妻の子であるという点とも適合的であり、年齢のうえでは寧の義理の姉であつたことになる。⁽¹²⁾

では、なぜ長成院を道松と朝日の娘とする誤認が生じたのだろうか。渡邊本は出典を明記していないが、渡邊が「太閤素生記」を参照しているのは確実なので、次のような記述に基づくと考えられる。

一、秀吉ノ本妻ノ妹アリ是ハ法印^{（木下家也）}ノ為ニモ妹ナリ是ハ浅野彈正正室也、幼名号奥法名長成院ト云、浅野左京大夫後号紀伊守但馬守・采女正等ガ母也、

浅野長政の妻を木下家定にとつても妹と位置づけたことで、家定・高台院（寧）・長成院（ここでは「奥」）の三人がきょうだいであるとする誤伝が採択されたのだろう。なお、右の出典は国立国会図書館所蔵本「太閤秀吉出生記 全」である。異本の『改定史籍集覧』別記百二十一所収の「太閤素生記」では、長成院は寧の姉としている。

そこで、長成院（「やや」「奥」と寧が実の姉妹ではなく、義理の関係であつたと位置づけなせば、なぜ寧が浅野家に養女に入ったのかも容易に理解できるようになる。要するに、長勝の後妻に入った七曲には子ができなかったため、姉朝日の次女である寧を養女に迎えたのである。浅野家の家督は、先妻の子である長成院の婿養子に迎えた安井弥兵衛に継がせ、これがのちの浅野長政となる。後妻の七曲は姉の次女を養女とし、その夫に木下秀吉を迎えた。なお、秀吉は浅野を名乗った形跡はないし、浅野の家督を継いでもないで、秀吉が浅野家に婿養子（入り婿）になつたわけではない。このことが重要である。つまり、寧が浅野家の娘として木下秀吉に嫁いだのである。

これが、筆者が寧の名字が浅野であると主張する理由である。

三 浅野寧と木下秀吉の婚姻

浅野寧と木下秀吉の婚姻については、秀吉を「卑賤」の出自とみなす観点からの誤読が多くあるようなので、これも典拠とされる史料を丁寧に検討していきたい。

まず渡邊本では、二人の婚姻について次のように叙述した。

「その婚儀は浅野家の長屋に太閤が入婿となつて行かれたのであつて、長屋は茅葺であつて簀搔藁を布き、その上に薄縁を布いて祝言したと、後に北政所が常に戯れて侍女等に話して居られたといふことであるから、余程手軽な婚儀であつた様に思はれる。」(一七五頁)

渡邊本は出典を記していないが、これも「太閤素生記」の記事に基づくとみられる。この史料は幕府旗本の土屋知貞が記した聞書とされる。⁽¹³⁾ 次の引用は『改訂史籍集覧』別記第二百二十一に所収され、近藤出版社版で翻刻され、広く利用されている(以下、史籍集覧本とする)。その奥書によれば、元禄八年(一六八五)に「京師人」の「和田即応本」を大串元善が書写したものという。次に婚姻の該当箇所を引用する。

一、妹幼名彌々御料人、後政所^{後高台院号}位牌高台寺ニアリ(和本以下十四字無)、太閤本妻也、浅野又右衛門姪ナリ、太閤藤吉郎ノ時、浅野又右衛門長屋へ入婿ト成テ来ラル、其長屋茅葺、スガキ藁ヲ敷、上ニ薄縁ヲ敷キ祝言シツルト政所殿サレ物語

秀吉が浅野家に「入婿」に入ったというのは、前節で述べたように秀吉が浅野を名乗った形跡はないので、誤認とすべきである。婚礼の様子は、場所が「長屋」であり、「茅葺」であつたこと、そこに「スガキ藁」を敷き、その

上に「薄縁うすべり」（布で縁どった莫塵のこと）を置いて婚礼を挙げたと、寧が戯言のように物語つたのだという。渡邊本は、後半に多少の脚色があるが、史料に基づいて解釈しつつ、それが「余程手軽な婚儀であつた」という推測を述べた。なお、「スガキ藁」に「簀搔藁」の漢字を宛てたところに注目したい。

「太閤素生記」にはいくつかの伝本がある。国立国会図書館蔵「太閤秀吉出生記 全」（以下、国会本）は、延宝八年（一六八〇）十月十五日に書写された写本をさらに「常政」なる人物（多賀常政）が懇望して、増田広之に伝えられた「平山氏素先生」蔵本を元文二年（一七三七）八月二十八日に書写させてもらったものという。該当箇所を記すと、次のようにある。

女子ハ秀吉本妻也、幼名称々御料人ト云、後号政所号高台院位牌東山高台寺ニアリ、此政所ハ、秀吉公藤吉郎ノ時、浅野又右衛門長屋江入聳トナリ、其長屋茅葺、簾垣藁ノ上ニウス畳ヲシキ祝言シツルト政所殿戯語りナリ、

同系列の写本には、国立公文書館内閣文庫蔵「秀吉出生記」（以下、内閣本）がある。これは延宝八年十月十五日に書写された写本（多賀翁常政所蔵）をさらに安永六年（一七七七）二月十二日に「高敬」なる人物が書写したものとある。要するに、国会本の写本であり、「称々」の名が「称云」と誤記されている外は、異同はない。

国会本と内閣本は、史籍集覧本より書写年代が古く、人物表記に関しても裝飾が少ないような印象を得る。その写本において、「薄縁」とあるところが「ウス畳（薄）」となつているところが大きな違いである。「薄縁」と「薄畳」はともに莫塵のことであるが、縁取りのある「薄縁」の方がより上等品である。つまり、後年になると、質素なものから上等なものへと書き換えが進められている。さらに言えば、「薄縁」から貧乏所帯を想像するのは、現代人のうがった見方であることを指摘しておきたい。¹⁴ 茅葺についても同様だろう。

この書き換えの傾向は、元禄十五年（一七〇二）に新井白石が編纂した『藩翰譜』にもみられる。所収の浅野家の譜では、「秀吉を長勝が長屋に入聳にして、竹簀子に縁取りし座敷で婚礼せしと、後に北政所と仰れしとなり」と

叙述が変化している。ここでは「簾垣藁」は「竹簀子」、場所は「座敷」となっている。「太閤素生記」にしろ、『藩翰譜』にしろ、江戸時代になってからの聞書や編纂記録なので、これがそのまま信頼できるわけではないにしても、いずれにも「土間」とは書かれていなかった点への注意を促したい。

これらを踏まえたうえで、桑田本を確認すると次のようにある。

「木下秀吉も、信長の足軽組頭として、同じ長屋の一部屋に起居していたらしいが、入り簀のかたちで、おねと結婚したのである。足軽同士の婚礼だから、祝儀も至って手軽だった。茅葺屋根の裏長屋の一室の土間に簀搔藁を敷き、薄縁をのべ、その上に花智と花嫁が並んで坐り、三々九度の盃を交わしている。盃は、かわらけだった。」(五八〇頁)

出典は記されていないが、「簀搔藁」の漢字表記から渡邊本を敷衍していると推察される。ここでは史料や渡邊本にはなかった「土間」という要素が新たに加わった。これは裏を返せば、畳敷きの座敷や板の間ではない部屋を意味することになるから、ここに貧乏長屋での挙式だったという強固なイメージが創り出されたといえよう。

田端本ではさらに解釈を拡大し、次のように説明した。

「二人の婚姻の場は恐らく藤吉郎の家においてだったのであろうが、質素なものだった。「土間」に「簾搔藁」に薄縁を敷いて」結婚式を挙げたという。この時代の京の長屋の造りの平均的なものは、細長い敷地の入り口部分分は土間であるが、敷地の奥半分は板敷きの間になっているのが普通である。ところが、藤吉郎の家とおぼしきこの家には、板敷きの間がないのである。「晴れ」の儀式である結婚式が土間に藁と薄縁を敷いて挙行されたという点から見て、藤吉郎のおねとの婚姻の頃の状態は、農民の暮らしとそれほど変わらないものであったことが知られる。」(九頁)

田端本では引用の形をとりながらも、出典を示していない。「簾搔藁」は他にみない漢字表記なので何に基づくの

か判断しえないが、桑田本と同様に「土間」での拳式とし、しかも「農民の暮らしとそれほど変わらない」という新たな解釈が加えられることになった。

ところで、寧が養女となった浅野長勝については、「太閤素生記」に重要な情報があるが、これまで看過されてきた。史籍集覧本では脱漏があり、文意がよく伝わらないことにも一因があるように思われるので、ここでは国会本を引用しておく。

一、秀吉ノ本妻ハ同国津島ト云所ノ浅野彈正從弟ニテ浅野又右衛門ト云有徳人之姪也、又右衛門妹之女也、父不
遜、母同国朝日村之住人也、後称朝日殿云、

ここで注目すべきなのは、浅野長勝（「浅野又右衛門」）を「有徳人」と位置づけた点である（史籍集覧本でも、ここは同じく「有徳人」とある）。近世初期に編纂された『日葡辞書』では「有徳」の項目を立て、「有徳者」または「有徳人」ともいい、「富裕な、豊かな（人）」のことをいう」とある。浅野氏が何によって財力を蓄えたのかは伝わらないが、「津島湊」は尾張と伊勢をつなぐ要衝の地として栄えており、そこで財力を蓄えて「有徳人」となり、織田信定（信長の祖父）がこの地を押さえるに至って、浅野氏はその「弓の衆」として召し抱えられることになったのではないだろうか。¹⁵⁾

しかし、有徳人の長勝には、家を継がせるべき男子がいなかった。そこで、血縁のある「従弟」の長政を先妻の娘やらの躰養子とし、子のいない後妻の七曲のためには、七曲と血縁のある姉朝日の次女を養女に迎え、木下秀吉と婚姻させたのである。相応の財力があるからこそ、躰養子に加えて、わざわざ養女を迎えることができたと考えられよう。

浅野長政は、尾張丹羽郡宮後村の安井五兵衛尉重継の子とする説、近江浅井郡小谷出身の安井五兵衛重継の子とする説があり、浅野家ではいずれが正しいかを保留している。いずれにせよ、実父は安井重継であり、実母が浅野

又右衛門長詮の長女であり、叔父又右衛門長勝の養子に迎えられ、ややの夫となった。このように、長政は浅野家の血縁関係者であったから、長勝の家督を継ぐべく智養子に迎えられたのである。

ところが、秀吉は浅野家とは縁もゆかりもなかった。つまり、「卑賤」の秀吉を寧の智に迎えたのは、諸史料がいうように、秀吉の器量を見込み、浅野家のさらなる発展を期待したからだといえよう。秀吉には非凡な才能があるとして浅野長勝に智とするよう勧めたのは、名古屋因幡守順敦（織田信長の母方の従弟）とする説（「森家先代実録」、前田利家であったとする説（「浅野考譜」）などがある。婚礼が永禄四年（一五六一）であれば、寧が数歳の十三歳の時になり、寧の強い意志により一回りも違う年配の秀吉と結ばれたとするのは、根拠の弱い推論とせざるをえない。永禄八年であれば十七歳なので自分の意志が示せる年齢ではあるが、いずれにせよ寧の強い意志が働いたとする史料は確認できない。

以上のように、有徳人である浅野長勝の屋敷内に茅葺長屋を新居として準備された寧と秀吉のその住まいが、座敷も板の間もない「土間」だけの貧乏長屋だったと推測するのは、秀吉の出自を「卑賤」とするところから出る偏った見方ではないかと思われる。二人の婚姻は、有徳人である浅野長勝の養女に将来有望な秀吉を智に迎えるようにと勧める周囲の思惑があつて実現したのであり、その新婚夫婦を土間だけの長屋に置いたとすれば、有徳人たる浅野長勝、ひいては浅野家の名を汚すことにもなる。婚姻は質素だったかもしれないが、農民と同様の暮らしぶりの評価は、見直される必要がある。

四 織田信長朱印状

浅野寧の行動について、一次的な史料で確認できる初出は、本節で取り上げる織田信長朱印状である。「土屋嘉兵

衛氏所蔵文書」として知られ、渡邊本では「保坂潤治氏の所蔵」として紹介された（二七七頁）。現在は、個人蔵として展示会等に出品されている。無年号文書だが、寧が初めて訪ねたという記述があることから、信長が安土城を建造した天正四年（一五七六）頃に寧が安土を初めて訪ねた際の礼状ではないかと考えられている。次に掲げる釈文は、写真版により筆者が翻刻したものである（／は改行）。

おほせのことく、こんとハこのちへ／はしめてこし、けさんニいり、／しうちやくに候、ことにみやけ／色々つくしき、中々／めにもあまり、ふてにもつくし／かたく候、しうきはかりに、この／はうよりもなにやらんと思ひ／候へハ、そのはうより見事なる／物もたせ候あひた、へちに心さし／なくのま、まつ／このたひハ／と、めまいらせ候、かさねてまいり／のとき、それにしたかふへし、／なかんつく、そののミめふり、かたち／まていつそやミまいらせ候折ふしよりハ、／十の物甘ほともミあけ候、藤きちらう／れん／く／ふそくのむね申のよし、／（言 語 道 断）こん五たうたなくせ事候か、いつ／かたをあひたつね候とも、それさまほとハ／又二たひかのはげねすミあい／もとめかたきあいた、これよりいこハ／ミもちをようくわいになし、いかにも／かみさまなりにおも／く／しく、／りんきなとにたち入てハしかる／へからす候、た、し、をんなのやくにて候／あひた、申もの、申さぬなりにもて／なししかるへし、なを、ふんていにはしいり、はいけんこひねかうものなり、又々かしく（朱印）

（切封）

藤きちらう

をんなとも

のふ

（現代語訳）——おっしゃるように、今度はこの地（安土）へ初めて来られて見参がかない祝着です。特に色々の土産の美しさ、中々目にも余り、筆にも尽くし難いものでした。祝儀をこちらからも何か考えましたが、其方よ

りの見事な物に対して志が尽くせませんので、今回はやめておき、次回に来られた時に尽くしたいと思います。就中、其方の見目、形まで、以前に見た時より十の物を二十倍に見上げるほどです。藤吉郎が繰り返し其方に不足があるというのは言語道断、曲事です。どこを探しても、寧（「それ様」）ほどの者は二度とあのハゲネズミが得るのは難しいでしょう。これ以後は、身持ちを固くして、いかにも妻（「かみさま」）らしく重々しくして、悋気など関わるのはよくないことです。ただし、（嫉妬は）女の役なので、申す者が申さぬようにもてなすのがよいでしょう。なお、恥ずかしい文体なので、（その意をくんで）拜見を願いたい。

天正四年といえ、秀吉が四十歳、寧が二十八歳の時になる。寧からの手土産の見事さをほめ、その容姿も見上げたものと持ち上げ、秀吉が寧に不服をいうのは言語道断と伝え、ハゲネズミの秀吉にはもつたいない妻であるから、「上様（妻の尊称）」としてどつしりと構え、女たちのもめ事（悋気）に立ち入らず、聞くだけにしておきなさい、と進言した。

さて、ここで問題としたいのは、最後の一文である。渡邊本では筆者と同じく「ふんていにはしいり、はいけんこひねがうものなり（文体に恥じ入り、拜見希うものなり）」と読んでおり、信長がこの恥ずかしい文体の書状の意図を寧によく読みとってほしいと伝えたものと解釈したと考えられる。さらに「文体に恥じ入り」と信長が伝えた点を深く読み込めば、寧だけがこれを読み、他人にはくれぐれもみせないようにと念をおしたものととれる。ところが、桑田本では傍線部の翻字を次のように修正された（五八二頁）。

「なを、（文辨）ぶんていに、（羽柴）はしばに、（拜見）はいけんこひねがふものなり。」

この現代語訳としては、「この消息は、羽柴（秀吉）にも見せてほしい」とした。その後、奥野高広『新訂織田信長文書の研究』下（六二八号、一九七〇年、増訂版一九九四年を利用）においても、桑田本と同じ釈文を採用したことで、この釈文および解釈が定着することになった。

田端本でも釈文は桑田本と同じであり、「そして最後にこのおね宛書状を藤吉郎に見せよと念を押している。」と説明し、実子のない「おね」が正室として尊重された要因は、「この信長書状の存在にあったと考える」と位置づけた（二十五～二十九頁）。つまり、本書状が秀吉をはじめとする豊臣家の人々に公開されたことで寧の地位が安泰化したと理解しており、筆者や渡邊本とはまったく逆の考え方となっている。はたしていずれが正しいのだろうか。

原文書の字配りをみると、「はし□□」と「はいけん」の間に墨継ぎがあるので「羽柴に拝見」と読めないこともないが、文中で「藤きちらう」と秀吉の名を書き、宛所も「藤きちらう」とあるのに、ここだけ秀吉のことを「羽柴」と呼ぶのも不自然である。また、桑田本で「はしハに」と読んだ「ハ」と「はいけん」の「い」は、同じ字体的ようにみえるし、「はしハに」と読んだ「に」の字を「に」と読むのは難しいようにみえる（図1）。筆者が桑田本の読み疑問を持ったのも、この「に」の読みであり、「り」が近いと考えた。⁽¹⁶⁾

そこで別の観点から解決の糸口を探ってみた。たとえば、東京大学史料編纂所に色川三郎兵衛（三中）蔵本を書写した「文書雑集」という良質の写本があり、本書状も書写されている。それには明らかに「ふんていはいり はい けん こひねかふものなり」と写されている（図2）。要するに、「ふんていはいりはいけんこひねかふ」と読まれたことが裏づけられる。

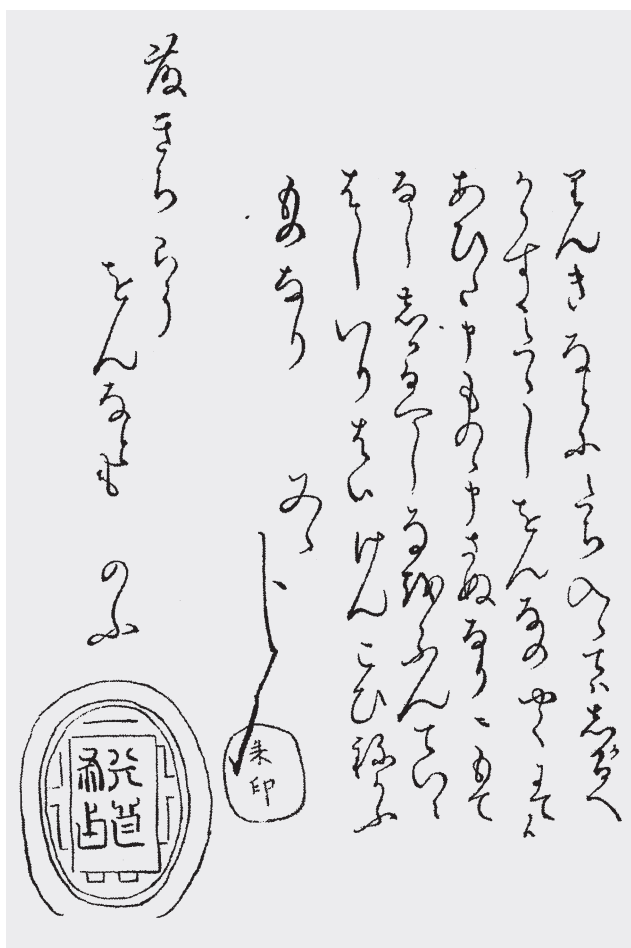
よって、筆者は問題の箇所については、「文体に恥じ入り拝見希うものなり」と読み、信長が寧と秀吉との関係に對しては、寧を支持する対応を見せて持ち上げたが、それを秀吉に見せて反省させよと言っているのではなく、寧の心の中だけで収めて他見させないようにと伝えた書状と解釈する。

これに関連して、羽柴秀吉がこほという侍女に宛てた十月二十二日付の書状がある。これは、天正二年（一五七四）のものと同定され、寧の行動がわかる初出史料として評価されてきた。ただし、渡邊本に引用はなく、桑田本によって「おねの侍女こほに宛てた羽柴秀吉消息である」と位置づけられた（五八〇頁）。その後、桑田は「手紙の

図1 「豊公特別展図録」(大阪市、一九三三年)より一部転載



図2 「文書雑集」(東京大学史料編纂所蔵)



高台院(浅野寧)に関する素描五点

内容はおねに与えたものであるが、形式上、侍女こほの名前を借りたものであろう」と実際には寧宛であると修正したが、こほが寧付であるとした点の変更はなかった（『太閤の手紙』文芸春秋新社、一九五九年、二八頁）。田端本も、あて名をこほとしながらも、実際には寧に宛てた書状だとして紹介し、桑田本と同様にこほを寧付の侍女とした（二〇頁）。内容に関しては、長浜町人から年貢諸役の減免を懇願されたことを秀吉に取り次ぐ内容であることから、桑田本では「二十七歳の若さで、長浜十二万石の領主の奥方として、町政のことにも、内々、関与し、秀吉も、それを黙認していたらしいのである」（五八一頁）と説明し、田端本でも「おねと秀吉は相談しながら領国の城下町建設を進めていた」（二二頁）として、ともに寧の政治力を高く評価した。

しかし、桑田は、「こほは恐らく、秀吉の正妻おねの側近にいた老女」と述べたように（『太閤の手紙』二八頁）、こほを寧付と判断したのは推測にすぎない。これに対して筆者は、こほは秀吉生母大政所付の侍女であり、本書状は秀吉生母の懇願により秀吉がそれに応じたものであり、本書状から寧の政治力を読み取ることができないことを指摘した（『豊臣秀吉発給こほ宛書状について』『九州産業大学国際文化学部紀要』五二、二〇一二年）。にもかかわらず、その後この文書を利用した際に、相変わらずこほを寧付と理解し、寧の政治力を読み取ろうとする文献があるので、改めて注意を促しておきたい。

五 大坂入城前の浅野寧の居所

浅野寧の居所に関しては、藤田恒春「北政所（高台院）の居所と行動」（藤井讓治編『織豊期の主要人物居所集成（第2版）』思文閣出版、二〇一七年、初版二〇一一年）がある。ただし、天正十二年（一五八四）七月頃に寧が大坂城に入った以前については十分ではないため、本節で可能な限りの検討を加えてみたい。

婚姻は岐阜城下の浅野家屋敷内の長屋だったので、しばらく岐阜で過ごしたのだろう。渡邊本では、天正元年（一五七三）に秀吉が近江小谷の城主になると、寧も岐阜より小谷に移り住み、さらに秀吉が長浜城主になったことで長浜城に移ったとする（一七七頁）。ただし、史料的な根拠は示されていない。秀吉が小谷から長浜に居を移すのは天正二年春以降とされていたが（岡田正人「豊臣秀吉年譜」〈桑田忠親編『豊臣秀吉のすべて』新人物往来社、一九八一年〉）、谷口克広は『信長公記』の記述から「今浜を「長浜」と改めてこれに移るのは、天正三年八月以降である」とし（『織田信長家臣人名辞典』吉川弘文館、一九九五年）、この時期の秀吉の居所と行動を分析した堀新もこれを支持している（前掲『織豊期の主要人物居所集成』）。

天正期前半に秀吉の重臣として活躍する木下次（寧の伯父）の長男長房が天正二年に近江小谷に生まれ、天正四年（『寛政重修諸家譜』）、天正二年に秀吉の家臣とその家族が小谷に拠点を移していたことがうかがえる。秀吉の本妻である寧は、主君信長の居所である岐阜の城下町に残された可能性もあるが、その後の展開を考えれば、渡邊本でいうように、寧は小谷、さらに長浜へと移り住んだのだろう。第四節で紹介した織田信長朱印状が天正四年の発給であれば、寧は長浜から安土城を訪ねたということになる。また、第四節で指摘したこぼ宛秀吉書状は、秀吉がまだ藤吉郎を名乗っており、筑前守を名乗り始める天正三年九月頃より前の発給とすれば、こぼ宛秀吉書状は必然的に天正二年十月二十日の発給となる。よって、本書状の発給が天正二年であれば、秀吉生母は長浜城への本格居住が始まる前から、長浜町人から頼られる存在になっていたということになる。ただし、その後に藤吉郎と署名しないわけではないため、天正二年以降の発給の可能性もある。

「竹生島奉加帳」では、天正五年頃に「御内方」（寧）と「大方殿」（秀吉生母）が同時に初穂を寄進しているの
で、二人は長浜城にいたと考えられる。初穂を献じた寧付の侍女には、侍従・いし・やに・中将・宮の名が確認で
きる（大阪城天守閣・長浜市長浜城歴史博物館編『豊臣家ゆかりの「天女の鳥」、二〇二〇年）。やはり寧付の侍女

に、こぼの名は確認できないことを改めて強調しておきたい。

秀吉が播磨平定を命じられ、播磨に入国したのは、天正五年十月二十三日である。その後、播磨・但馬攻略を進め、困難を伴いながらも、これを成功裏に収めて播磨・但馬二国を拝領することになり、天正八年（一五八〇）四月より姫路を居城と定め、城郭の修築にとりかかった。その普請は翌年三月五日頃までには大体終了したという（谷口克広『織田信長家臣人名辞典』）。播磨拝領とともに、長浜は秀吉の手を離れ、堀秀政に与えられたとする説があったが、その後も秀吉は長浜城を確保し、江北の知行地を維持しており、天正九年以降は養子の次秀勝が長浜領統治を代行していたことが指摘されている（尾下成敏「信長在世期の御次秀勝をめぐって」『愛知県史研究』一九、二〇一五年）。そして、天正十年六月二日の本能寺の変を迎える。問題は、この間、寧がどこにいたのかである。

渡邊本では、「北政所は太閤の母及びその家族と共に長浜に居られたのであるが、本能寺の変があつて、阿閉淡路守が明智光秀に加担して長浜城を攻めたので、北政所は家族と共に東浅井郡の山奥大吉寺に難を遁れられたが、間もなく山崎の合戦があつて光秀は亡び、太閤は長浜に來られたので再び帰られ、次いで太閤が大坂に築城されたので大坂城に赴かれたのである。」（一七九頁）とし、寧は秀吉が姫路を本拠としてもなお長浜城にいて本能寺の変を迎え、大坂築城後に大坂城に移ったとする。また、本能寺の変後の危機的状況下では、大吉寺に難を遁れたとするが、いずれも史料的な根拠は示されていない。

田端本では、寧のこの間の居所につき、次のように述べる。

「天正八年春から九年春までの間に、おねは姫路に居を移したのではなからうか。なぜなら天正九年の九月に、長浜城は信長の命によって堀秀政に与えられているからである。おねはこのように天正八年から九年にかけての頃、姫路に居を移したと思われる。」（四四頁）

このように、田端本では長浜城は堀秀政の居城となつたため、寧は長浜城から姫路城へと居を移したとの考えが

示された。ところが、本能寺の変後の寧の居所に関しては、次のように説明した。

「本能寺の変の頃、おねは長浜城にいたようである。この変の時、光秀方に組みした阿閉氏が長浜城を攻めたので、おねは難を逃れるために山間部の大吉寺に逃げた。」(六〇頁)

長浜城が堀秀政の居城となったために姫路城に移った寧が、なぜ本能寺の変の前に長浜に戻っていたのかについての整合的な説明はない。さらに、難を避けるために長浜から大吉寺に避難したとするが、その史料の根拠も示されていない。大吉寺に逃げた理由は、平治の乱の時に源頼朝が尾張に逃げる途中に匿われた天台宗寺院であり、織田信長が元亀三年(一五七二)に木下藤吉郎・丹羽五郎左衛門を遣わして、浅井勢力の一翼となっていた「一揆僧俗数多」を切り捨てさせたという因縁があったからと説明するが、とすれば大吉寺は信長や秀吉に対する怨恨が深かったはずであり、信長の襲撃を機に衰退の一途をたどった大吉寺に秀吉の家族が難を逃れたというのは、にわかには信じがたい。

そこでまず、寧が長浜城から姫路城に移ったのかどうかを検討してみたい。次の史料は、天正九年五月二十四日に姫路滞在中の秀吉が、織田信長の乳の人である池田恒興の母養徳院に送った書状である(『豊臣秀吉文書集』八九三号、吉川弘文館)。

かへすくおほしめし御たち候て、は、にて候物ともと、御あそひは、てらまいり、又ハはなミは御あそひ候へく候、なにも御たいとこ御つかせんハ、せいさ(池田恒興)よりほかにちさう申候て進上可申候、それさまも我等は、とうせんにちさういたし候はんま、きやう(京・堺)さかいなとへも、は、にて候物とも御とう(同道)く候て、御ゆさん候へかし、(中略)、以上、

仰のことく、此春のめでたさ、おなし御事に候、いつも御うわさまで申候、かならずひめちへも、三木の五もしへも、ふとく思しめしたちまいらせ候、まつく御ふミのことく、かん二ツおくり被下候、しうしやく(祝着)申

候、仰のことく、せんとハせう九郎殿御出候て、まんそくこれに過候ハす候、猶御めにかゝり、よろつ申うけ可給候、めてかしく、

五月廿四日 秀吉（花押影）

大御ちの人さま

ひめちより

まいる申給へ

ちくせん

日付は五月二十四日だが、本文に「春のめでたさ」とあるのは、遅ればせながら新年の祝いとして雁二を受け取ったことへの返礼だろう。秀吉は三月二十九日に山城清水寺において松井友閑・村井貞勝らを招いて宴会を催した。その後、姫路城普請を進めるため姫路に滞在しており、六月十二日には姫路城で茶会を催したので、五月から六月にかけての在姫路が確認できる。

返し書で秀吉は、母と養徳院が連れ立って寺社参詣や花見をして過ごし、京都や堺などに遊山に出かけることを勧めている。本文では、「ひめち」や「三木の五もし」へも必ず立ち寄ってほしいと伝えた。よって、秀吉生母と養徳院は、京都・堺・姫路・三木以外の場所にいたことになる。

なお、『豊臣秀吉古文書集』では、「ひめち」を「織田信包女」、「三木の五もし」を「京極龍子」と傍注を付けているが、この二人と養徳院や秀吉生母との関係はよくわからない。そこで、「三木の五もし」とは播磨三木城主となっていた杉原家次の妻（「御料人」）を指すと考えた方がよいのではないか。家次の妻の具体的な名は確認できないが、天正四年五月に「御内方」として家次とともに竹生島に初穂を納めており、近江近郊で秀吉の家族たちの近くで過ごしたことのある実在する人物であることが確認できる。

「ひめち」は姫路城や姫路地域を漠然と指すともとれるが、「三木の五もし」と対比させれば、具体的な人物を指すと考えるのも一理ある。そこで、田端本が推定したように、すでに寧が姫路城に移っていたとするならば、秀吉

生母たちと親しい関係にあり、かつ秀吉の本城である姫路城に暮らす寧が「姫路」と呼ばれる女性にふさわしく、寧を差し置いて他に姫路と呼ばれた女性がいたとは想定しにくい。

これを『豊臣秀吉文書集』で「織田信包女」と推定した理由は、この時期に「姫路」と呼ばれた織田信包の娘がいるからだろう。「伊勢国司伝記」(『改訂史籍集覧』十三別記第三百三十七)によれば、「信包ノ嫡女ヲ秀吉公ニ仕候而姫路様ト申御寵愛被成候所ニ信包御内室御申候ハ秀吉公今天下ヲ取御入候テモ本ハ織田家ノ被官也、我モ資盛ノ子孫也、我娘ヲ秀吉ノメカケニナシ置候事口惜トテ姫路様信包方へ御越ヲ留置返不被成候意趣ノ由承伝候」とある。姫路城を与えられた妻だから信包の娘は「姫路様」と呼ばれたのだから、書状中の「ひめち」とは織田信包の娘という関係が導き出される。逆に、本妻の寧が姫路城に移り住んでいれば、織田信包の娘を「姫路様」とは呼ばせないだろうから、寧が姫路城に移り住んだ可能性は低くなるといわざるをえない。⁽¹⁷⁾

次に、天正九年(一五八一)もしくは十年に秀吉が陣中から養女の豪(前田利家の娘)に宛てたと推定される秀吉書状がある(『豊臣秀吉文書集』九四五号)。

返々御ゆかしく候、くるい候であいまちあるましく候、又やいとうをめされ候へく候、おちへ事申候、
そもちけなけにて、くこも一たんまいり候や、うけたまはりたく候、御ゆかしくかならずくやかてひめちへ
よひ可申候ま、御心やすく候へく候、なになりともこしよをいニいり候ハ、うけ可給候、かしく、

ちん中より

おと、

五もしさま

天正九年六月二十七日に秀吉は姫路を出発して鳥取城攻略を進め、十一月二十一日に姫路に帰城する。文中に「やがて姫路へ呼び申すべく」とあるので、本書状が天正九年ならば、養母の寧も豪とともにいるはずなので、二人は

まだ姫路入りをしていないことになる。書状の内容からは久しく会っていない様子がかがえるので、陣中も終わりに近い頃に発給されたものではないだろうか。これが翌年の備中攻略中のものとすれば、寧が豪とともに姫路城に移った可能性は限りなくゼロに近くなる。本能寺の変時に寧が長浜にいたことは確実なので、右の検討からは寧が姫路城には移った形跡はない、と判断されよう。

秀吉は天正十年の本能寺の変後、山崎合戦で明智光秀を破り、清須会議後に長浜城を手放して山崎城を新たに普請して拠点を移し、続く天正十一年に賤ヶ岳の合戦で柴田勝家を破ると、大坂城を本拠地とする。そこで、次の間の寧の動きを検討したい。

本能寺の変の混乱のさなか、寧が逃げた先は美濃広瀬郷広瀬村（現、岐阜県揖斐川町坂内広瀬）であった。次の史料は『東浅井郡志』（一九二七年）において知られていたが、近年、子孫の広瀬家に原本が所在することがわかり、広瀬への逃亡が確實視されるようになった（『豊臣秀吉文書集』四三七号では、『古裂会』七二からの引用）。

所付

一 四百貳拾石

高山

一 三十五石

かうつはら

一 四拾五石

すいの

合五百石可有知行也、

今度女房共相越候処、抽馳走候、喜悅候、為忠恩五百石令扶助畢、可有全領知状如件、

天正十

六月十九日 次（花押）

筑前守

秀吉（花押）

広瀬兵庫助殿

「女房共」の広瀬行に尽力（馳走）したことに對し、領知五百石が宛行われた。署名は秀吉と次（秀勝）となっている。広瀬兵庫助に寧たちの保護を取り次いだのは、近江尊称寺町の称名寺（浄土真宗）の僧性慶だったとされ、称名寺に對しても七月一日付で秀吉・秀勝父子から尊勝寺郷の返還を保証する連署状が発給された（『豊臣秀吉文集』四五一号）。なお、渡邊本や田端本で逃亡先とされた大吉寺は、長浜から広瀬に向かう途中に位置するので、一時的に寧たちが身を寄せた可能性はあったかのもしれないが、史料の根拠は不明である。

ところで、渡邊本では「太閤の母」も寧と行動をともしたと説明したが、留保が必要だろう。広瀬宛の宛行状では「女房共」とあり、秀吉にとって誰よりも大切な生母が含まれていれば、「母にて候人并女房共」などと記されたのではないだろうか。

称名寺文書（東京大学史料編纂所影写本）には、秀吉・秀勝連署状と同じ七月朔日付で卜真齋信貞が発給した「尊勝寺之称名寺」宛の添状文書があるが、これには「今度筑前守足弱衆之儀、御馳走に付而」とある（『本願寺教団史料』京都・滋賀編一一三号、本願寺出版社）。「足弱衆」とは歩行能力の弱い老人・女性・子をさすので、秀吉生母が含まれる可能性はあるが、母と具体的に書かれているわけではない。

秀吉生母が長浜に籠城し、その場から逃げたとするのは「讃岐丸亀京極家譜」（東京大学史料編纂所蔵）である。京極家の再起をかけた京極高次が、安土（阿閉）万五郎と図って江北の浪人を結集し、長浜城を攻めた際の記述に、「攻囲秀吉公母堂所籠給之江州長浜城」「秀吉公母堂出城而逃去云々」とある。ただし、本家譜は明治期に華族になる第三十八代高徳までを記す近代に成立が求められる史料であり、内容には慎重な吟味が求められる。

この他では、竹中重門が寛永八年（一六三一）に執筆を終えた『豊鑑』（『群書類従』合戦部）に、「北の方もいま

だ播磨にうつらで爰になん住給へり。（中略）唯身を隠すにはしかしとて、伊吹の麓広瀬と云山の奥に逃げ迷う様思ひやるへし」とあり、「北の方」（寧）は姫路に移ることはなく、本能寺の変では広瀬に逃げたとするが、秀吉生母が長浜城において一緒に逃げたとする記述はない。

一方、元和七年（一六二一）から九年頃の成立とされる『川角太閤記』（『太閤史料集』戦国史料叢書1、人物往来社、一九六五年）には、備中高松城から姫路城に戻った秀吉が、たびたび面会をせがむ母に会うために風呂呂に入ったこと、また合戦が負けとなり、秀吉が打死にすれば、「御袋様」を殺害し、城中をすべて焼き払うようにと、秀吉が姫路城を発つ際に三好吉房（秀吉の姉婿）と小出秀政（秀吉生母の妹の子）に命じたという話を載せる。『姫路城史』を執筆した橋本政次はこれを典拠に、秀吉生母は姫路城にいたとした。既述の養徳院宛秀吉書状でも、秀吉生母は寧とは別行動をとっており、秀吉から姫路にも足を運ぶようにと誘われていた点などからすれば、物見遊山の延長で姫路に来ていた可能性はある。

秀吉は六月十三日に山崎の合戦となり、これに勝利して京都に入り、十八日には近江に在陣した。長浜城に立ち寄ったかどうかは不明だが、十九日に広瀬兵庫助に宛行状が発給されたことからは、その段階で寧の安否の確認はできていたことになる。その後、秀吉は美濃に滞在し、二十七日に尾張清洲での会議となり、二十八日に長浜に帰城した。寧たちが長浜城に戻っていれば、ここでの再会となっただろう。七月三日・四日頃までは秀吉の長浜滞在が確認され、九日には京都に入った。

秀吉は清須会議で長浜城を手放すことを承認し、長浜城は柴田勝家の甥柴田勝豊が在城することになった。秀吉は姫路と京都の間に位置する山崎に居城を置くことにし、普請に着手する。これには寧の伯父杉原家次が奉行を担当した。明智光秀の居城丹波亀山城には、養子の次秀勝を置いた。その後、七月二十日には山崎、二十四日には丹波亀山に行き、八月三日には亀山より姫路に戻った。十一日頃には山崎に向かい、その後、京都と山崎を往来する

日々が続く。十二月七日に美濃に向けて出陣し、二十八日に京都に帰陣した。

この時期の秀吉家族の居所と行動を検討した中村博司は、「長浜から京都に入った母と室は、少なくとも翌年（天正十一年一筆者補）三月までは在京していたが、その後（おそらく六月以降）但馬に赴き、室は八月一日の長秀（秀吉の弟一筆者補）播磨拝領・姫路入城にもなって姫路に座を移した。ただし、母だけは何らかの事情で依然として但馬に残っていたという状況が想定される」と説明した（一九四一五頁）。しかし、なぜ秀吉の本妻である寧が、義理の弟の新たな居城となった姫路城にわざわざ居を移さねばならなかったのか、釈然としない点が残る。

中村が右の推定の根拠としたのが、次の杉原家次宛書状（『豊臣秀吉文書集』八〇三号）である。

今日、我ら令湯治、其許留守以下事能々申付、来廿八九日比皆々召連候て、至大坂可相越候、将亦姫路よりも女房共湯に入候、然者きりもゆに入度由申つるま、馬にのせ、下女一人そへ、これも馬にのせ候て、其許分直に相越候様ニ可申付候、なかい留守にもよくく申付候へと可申聞候、尚以其元儀留守以下かたく申付候て、廿八九日比可相越候、尚重而可相越候、恐々謹言、

筑前守

八月十七日 秀吉（書判）

□（杉）原□□□殿

本書状は、秀吉が有馬湯治を実施した天正十一年の発給と確定できる。中村は、「其元」とあるのは宛所の杉原家次が八月一日に近江坂本城主に据えられたことから、坂本城であるとし、そこから八月二十八日から九日頃までに大坂に「皆々」（大坂城普請に必要な穴太衆）を連れてくるようにと指示したと解釈した。文中の「きり」は詳細不明だが、家次の親族ではないかと推定している。

さて、「今日、我ら令湯治」とあることから、秀吉は有馬からこの書状を出したことになる。ここでの問題は、「姫

路よりも女房共湯に入候」とある。「女房」が誰なのかである。中村は「女房」は秀吉室、つまり寧と判断した。それゆえ、寧が姫路城に座を移したあと、有馬湯治に向かったという解釈を示したのだが、この「女房」が寧であることが他の史料等によって裏付けられているわけではない。

ところで、次の書状も雑賀の陣や大坂城普請に触れることから、この時に関するものと比定される（『豊臣秀吉文書集』八一七号）。

ゆへハおゝ候て二七にち、我等は一七日ほといり候へく候、（普請）ふしんを申つけ候はんまゝ、いそかわしく候へとも、それさまをゆへいり候はんためにとて、ふしんまたハさいか（雑賀）のちんものへ申候、ちくせんはちあたり申候はん、よくくちくせんきにあい候ように、なかにつけてきにあい候ように可然候、以上、又申候、るすの物一日のことくによく候へく候、大たにの五もしへおきやしないをよくおき、ふへ二なきようにめされ候へく候、又は、（母）にて候物ハ、（母馬）いまたちまにい申候や、かしく

より

又（欠）

ちくせん

天正十一年八月十七日から二十七日にかけて、秀吉は有馬で湯治を行った。内容は、有馬湯治の目的は「それさま」を多く湯に入れるためであり、秀吉は一週間（一七日）ほどを予定し、「それさま」は二週間（二七日）までを考えていたらしい。大坂城普請に向けて忙しいさなか、かつ紀伊雑賀の陣も延期してのことであり、秀吉は罰当たりなので、自分の気に合うように尽くしてほしい、と伝えた。

この時、秀吉が有馬湯治への同伴を希望した「それさま」が誰かということだが、中村はこれも寧と推定した。その理由は、本文末尾に「母はまだ但馬にいるのか」と尋ねており、「秀吉の母とも大変親しい関係にあり、しかもその居住地をよく知る立場にあるということ」とした（一九一頁）。従うべき見解だろう。なお、但馬とは、秀吉の

弟秀長の居城である但馬有子山城のことだろう。天正十一年の賤ヶ岳合戦の後、秀長は美濃守に任官し、播磨・但馬の二か国を拝領して、但馬有子山城と播磨姫路城を居城とすることになった。他者への宛行等から類推して、秀長の姫路城拝領は天正十一年八月一日と推定される。そうした状況のなかで、生母がまだ弟の居城地にいるのか、と秀吉が寧に尋ねたということになる。

かつ、「又申候」から始まる本文では、留守のことは先日伝えたようにして、「大たにの五もし」に養いを置いて、不便のないようにと指示した。「大たに」は小谷のことと考えられるので、浅井三姉妹の誰かだろう。中村は長女の茶々と推定した。ただし、秀吉の養子小吉秀勝の妻となる三女の江（ゑ）とも考えられ、その場合の「それさま」は茶々の可能性も出て来るが、茶々はこの時十五歳であり、秀吉が忙しいさなかにわざわざ湯治をさせる年齢でもなさそうなので、やはり「大たにの五もし」は茶々であり、「それさま」が寧を指すのだろう。つまり、この段階で寧と茶々は同じ場所におり、秀吉生母は但馬に行っていた、と考えられる。中村は、秀吉が寧に生母の居所を尋ねていることから、寧と生母と一緒に但馬に移り、そこから寧のみが姫路に座を移したと解釈した。そうした解釈もなりたつだろうが、既述のようになぜ秀吉の本妻である寧が、すぐに大坂城への移徙が予定されているにもかかわらず、秀吉の居城ならまだしも、義弟の居城となった姫路にわざわざ座を移さなければならなかったのが判然としない。中村は、姫路から有馬に湯治に向かった「女房」と秀吉が湯治に誘った「それさま」が同一人物であり、これを寧と考えるから、寧が姫路に移ったという考えが導き出されるわけだが、これが別人である可能性はないとは言いきれない。「女房」が妻を指す用語だとしても、姫路城を居所としていた姫路（織田信包の娘）が秀吉の別妻だったと考えれば、まったく問題はなくなる。

つまり、姫路から有馬に湯治に向かった「女房」が姫路（織田信包の娘）であれば、わざわざ寧が義弟の居城に座を移すという無理な推定をする必要はなくなる。八月一日に姫路城が羽柴秀長の居城となったことで、姫路城に

いた秀吉の女房―姫路―たちは姫路城を出ることになり、大坂城に移る途中で有馬湯治に向かったと考えられる。では、寧はこの間、どこにいたのだろうか。その前に秀吉がこの書状をどこで書いたのか、を確認したい。有馬湯治前の秀吉の居所を確認すると、七月前半は大坂にいて普請を進め、二十日に京都に入り、翌二十一日から坂本に滞在して諸將の知行割りを進め、八月四日に大津から大坂に入り、十七日からの有馬湯治となる。これをみれば、秀吉は右のどこかで寧に書状を出したのだろうか、逆に寧は右の場所にいなかったということになる。一度目の書状が「一日」（先日）に書かれたことから、寧と秀吉は直接会って会話をする機会がしばらくなかったことが読み取れる。すなわち、寧は京都・坂本・大津・大坂以外の場所にいた。そうであれば、清須会議後に長浜城の代わりに秀吉の本拠として普請が進められた山崎城にいて考えるのが順当だろう。よって、秀吉生母も本来は山崎城にいたべきだが、但馬に向いているとの情報を得て、まだ山崎に戻っていないのか、と寧に尋ねたものとしておきたい。寧と秀吉生母が、常に行動をともしているとは限らないのである。

天正十一年に、秀吉は四十七歳、寧は三十五歳となっていた。天正五年の播磨進出以来、各地を転戦してきた秀吉が、ようやく古株の女房と水入らずで過ごす時間を取り、改めて秀吉に尽くしてほしいと伝えたのである。ただし、これを額面通りにはうけとれない。秀吉は柴田勝家を北の庄城に滅ぼしたあと、浅井三姉妹を手中におさめ、天正十三年の関白就任後には長女茶々を別妻として迎え、淀城に置いた。その一方で、北の庄城を陥落させたあと金沢城に立ち寄り、前田利家の娘まあも別妻として迎え、関白就任後は京都の聚楽城天守にまあを置いた。次のまあ宛の書状（『豊臣秀吉文書集』八六八号）は、秀吉が天正十一年の有馬湯治を計画する裏で何をしてきたのか、という状況を物語る。

かへすくめうねんな□大さかへよひ候て、ちんなしニひと、こにい申候はんま、めてたかり候へく候、
五もしへも御心へ候て可給候、以上、

いそき其方へまつ（参可申候へども、さかもと（坂本）二い申候て、大ミ（近江）うちのちきやう（知行）あらためさせ、又ハ（城）しろとも
もらせ申候て、こゝもとひまをあけ候は、大さかをうけとり候て、人数いれおき、くにのしろわり候
て、これいごむほうなきやう二いたし申候て、五十ねんもくにしつまり候よう二申つけ候、かしく、

メ
より

ま阿
ちくぜん

まいる 御返事

大坂城に移る予定であること、近江坂本での知行割に触れていることから、本書状は天正十一年八月一日の近江知行割の実施前頃の発給であり、秀吉がこのあと八月四日に大津から大坂に移ったことを考えれば、秀吉は一連の政治日程を終えて暇を得て、大津にいるまあを訪ねて数日を過ごし、そのうち大坂に下ったようにみえる。返し書にある「五もじ」とは、まあの妹で、すでに秀吉の養女になっていた豪のことだろう。このように、秀吉が複数の女性との新たな関係を構築しつつあるなかで、最初の妻である寧を有馬湯治に誘ったのである。よって、寧と秀吉の夫婦関係は、まさに冷めかけていたともいえ、だからこそ秀吉の気に合うように仕えてほしいと懇願したのである。よって、「それさま」に出した書状から、ともに湯治を楽しむ夫婦円満な姿を読み取るのは難しいだろう。「又申候」と、これが二度目の書状であることに鑑みても、「それさま」が有馬行きに乗り気でない様子もうかがえる。実際に寧が有馬湯治に向かったのかは秀吉書状からは判明しないが、九月九日に孝蔵主が寧（筑州御内儀）の使者として貝塚御座所にいる如春（本願寺光佐の妻）を訪ね、「返礼」として進物を贈っている（『宇野主水日記』）。大坂城移徙の祝儀を贈られたことへの返礼と考えられなくもないが、その直前には本願寺光佐から有馬湯治中の秀吉に進物が贈られており、これへの返礼であった可能性が高い。寧は秀吉の懇願に従い、有馬湯治へと向かったとしておきたい。

おわりに

以上、浅野寧（北政所・高台院）に関する基礎的事項についての検討を進めた。また素描なので、まとめるまでには至らないが、全体を通じて浅野寧に関しては、史料の根拠が不明なまま定説化した内容が多いということ、秀吉生母やその他の秀吉の妻たちの行動が、「糟糠の妻」イメージが先行する寧の行動として誤認されたものが多いことなどが改めて確認できたことと思う。これは本稿で取り上げた項目以外にもいえることであり、今後さらなる検証が必要である。

なお、先行研究を批判するなかでの検討が中心となったため、筆者が未見の史料などがあることが懸念される。また、問題点を顕在化させるために先行研究に対して批判を繰り返す形になったが、研究を進展させるためなので、関係者にはご海容をお願いしたい。いずれにせよ、本稿に対しても、忌憚のない御叱正を賜れば幸いである。

註

- (1) 渡邊世祐は、大正八年（一九一九）に日本学術普及会から『豊太閤と其家族』を刊行し、『豊太閤真蹟集』の成果をもとに加筆・修正して『豊太閤の私的生活』を刊行した。よって、本稿では改良された『豊太閤の私的生活』を取り上げる。なお、引用は原文通りとしたが、旧字に関しては特段の問題がない限り、常用漢字に改めた。
- (2) 近年では「おね」として定着しているが、「お」は敬称を表す接頭語であり、名前ではない。また、「寧子」とした場合の「子」も美称の接尾語である。「子」を変体仮名の「ね」とよみ、「寧子」をする説もあり示唆を受けながら、名前の一般事例に照らせば、「子」は美称の接尾語とするのが適切だろう。よって、学術的文献においては、文脈に支障をきたさない限り、敬称・美称の類は削除することが望ましいため、ここでは「お」や「子」は不要とみなし、削除して表記する。参考までに、紀伊徳川家二代光貞の次女「寧姫」（上杉綱憲の妻）は「称い」「称為」とある。

よって、「寧」を「ねい」と呼ぶ例は他の事例でも確認できる。

(3) 人見彰彦「足守木下家文書調査」(『岡山県史研究』五、一九八三年)。

(4) 日出町立万図書館から図書館叢書第二集として、一九六八年に刊行されている。

(5) 『平姓杉原氏御系図附言』には、「或説云」として、秀吉と寧の婚姻は「野合」であり、これを朝日が快く思わなかったため、妹の七曲が詫び言をして秀吉を躰に迎えたとする説を紹介する。「野合」とは婚前交渉を意味し、寧が秀吉に悪意の感情を抱いていないことから、二人が合意のうえで男女の関係になったことが導き出されるが、数えの十三歳(満であれば十一から十二歳)で性交渉が可能かどうかに疑念が持たれるということなのだろう。ただし、近世中期の編纂である本史料のみに伝聞される逸話を根拠に生年を導き出す方法は、何の手がかりもない状況下での最後の手段として用いるべきである。

(6) 大分県日出藩史料(8)『木下氏系図附言纂』(佐藤暁編、限定二十五部)として孔版刊行され、『日出町誌史料編』(一九八六年)にも翻刻がある。

(7) A説の史料的根拠としては、浅野家で文化年間(一八〇四〜一八一八)に編纂された「太祖公済美録」によれば、「成密筆記旧事」という史料に婚礼を永禄八年(一五六五)八月三日とし、寧が十四歳、秀吉が三十歳とする説を引用しているが、浅野家では「案ずるに十四歳とあるは信じがたし、天文十八年己酉御誕生、寛永元年甲子御逝去、御七十六歳とあれば、此年十七歳なるべし」と否定的見解を示し、婚礼を永禄四年八月三日とする「浅野考譜」などを引用して「後考を待」とした。なお、右の説明によれば、浅野家では「寛政重修諸家譜」の編纂段階では寧の享年を八十三としたが、その後の文化年間の正史編纂過程では七十六と修正したことになる。その点でも、寧の享年は七十六であると浅野家でも承認した経緯が確認でき、B説が優先的に採用される。

(8) 長慶院は、浅野長政の妻となる長成院(やや)との混乱があるが、別人である。

(9) 下坂守「高台寺の創建と高台院——康徳寺から高台寺へ——」(『秀吉とねねの寺 高台寺の名宝』朝日新聞社、一九九五)。

(10) 近代になって編纂された『木下家系図附言纂』では、本文では長成院の記述はないが、巻末に付けた「木下氏系図」では、道松長女を豊臣秀吉に嫁した北政所、次女を浅野長政に嫁した「長慶院」とする二重の誤りを犯している。

高台院(浅野寧)に関する素描五点

- (11) 後述するように、やはり長勝の先妻の娘とされるので、先妻の連れ子だった可能性もある。
- (12) 浅野家では長成院を高台院の妹と位置づけている。これは、浅野長政が木下秀吉の弟分だったという夫の關係に因むものと考えられる。
- (13) 「太閤素生記」の書誌的事項については、桑田忠親『太閤記の研究』（徳間書店、一九六五年）の検討があるが、さらに総合的な分析が必要である。他日に期したい。
- (14) たとえば、正徳三年（一七一三）に江戸城大奥に出された薄縁支給の取り決めでは、女中の階層に従って薄縁の支給枚数が定まっていた。ここからも、近世中期において薄縁が贄沢品として扱われていたことが判明する（福田千鶴「江戸城本丸女中法度の基礎的研究」『九州文化史研究所紀要』六三、二〇一〇年）。
- (15) 「太閤素生記」には誤伝が含まれるとしても、二人の養子を迎えるには、それなりの財力があつたと判断されることから、長勝が「有徳人」であつたことは裏付けられるのではなからうか。
- (16) この文書の積文や位置づけに対しては、二〇〇九年三月七日織豊居所研究会での藤田恒春報告から示唆を得た。お礼を申し上げる。
- (17) 織田信包の娘は「姫路」の名で呼ばれたように、姫路城に独立した屋敷を与えられた秀吉別妻の扱いだつた。信包の妻が姫路を取り返したのは秀吉が天下人になつたあとということであるから、賤ヶ岳合戦後に浅井茶々や前田ま아가秀吉の別妻として厚遇されるようになり、さらに天正十三年に浅野寧が関白第一位の妻である「北政所」の地位を確定させるなど、姫路は相対的に妻の地位を引き下げられていったことがうかがえる。信包の妻はこれを「メカケ」の扱いとみなし、不服として姫路を引き取つたことで、秀吉の妻のなかに姫路が存在しなくなつたということになるかもしれない。
- (18) 中村博司『豊臣政権の形成過程と大坂城』（日本史研究叢刊34、和泉書院、二〇一九年）補論2「大坂築城工事開始頃の秀吉縁者の居所と行動——『大日本史料』十一編之四所収、二通の羽柴秀吉書状の検討を通じて——」。
- (19) 賤ヶ岳合戦後の天正十一年六月三日に秀吉は山崎城に入った後、二度とこの城に戻ることがないことから、ここで山崎城を放棄したと考えられている。とはいえ、大坂城に移る準備ができるまで秀吉の家族たちが山崎城にとどまっていたと考えれば、しばらく秀吉と寧が会うことがなかつたという点とも符合する。また、大坂城を本拠地とするため

に山崎城を放棄したのであれば、寧たちが移るべき場所は大坂城ということになり、義弟の居城となった姫路城にわざわざ移る必然性がない。実際に大坂城の本格的普請は九月一日からとされており（『兼見卿記』）、その前に大坂城に入った寧たちは、旧城主の池田氏の跡屋敷を利用していたとみられるので、姫路城ではなく大坂城に入ればよいだけの話である。

(20) 「二日」(先日)に伝えた秀吉書状の返事として、寧は秀吉生母が但馬にいたため、その帰還を待たずに有馬に向かうことに難色を示してきたのではないか。それゆえ、秀吉はまだ生母が但馬にいるのか、と尋ね返したのだろう。

(謝辞)

本研究は、JSPS 科研費 JP21K00871 の研究費助成を受けたものです。